

自己点検・評価報告書
(平成19年6月20日)
に関する
外部評価意見書

香川大学大学院
香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻

平成19年10月

はじめに

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科（以下、「本法科大学院」という。）は、平成 19 年 2 月に連合法務研究科自己点検・評価規程及び連合法務研究科自己点検・評価委員会規程を制定しました。これらの規程は、香川大学大学院学則第 3 条に基づき、教育研究水準の向上を図り本法科大学院の目的及び社会的使命を達成することを目的にして、定めたものです。これらの規程に従って平成 19 年 4 月に自己点検・評価委員会を組織し、自己点検・評価委員会が主体になって、6 月に本法科大学院の教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行い、報告書にまとめて本法科大学院のホームページに公表しました。

この自己点検・評価について、同年 5 月に次の方に外部評価委員を委嘱しました。

宇都宮嘉忠 弁護士（愛媛弁護士会所属）

岡田雅夫 国立大学法人岡山大学副学長

南 正 弁護士（高知弁護士会所属）

本法科大学院の活動は、平成 18 年度までは、四国弁護士会連合法科大学院支援委員会等と連携して実施する授業参観や意見交換会によって、外部評価を受けるにとどまってきました。それに加えて、前掲自己点検・評価規程第 4 条により、法科大学院の教育に関して、広くかつ高い識見を有する大学関係者及び法律実務家を含む学外の有識者により、自己点検・評価について検証を受けることといたしました。弁護士委員の委嘱については、四国弁護士会連合会に推薦をお願いしました。

次いで、7 月初めに「自己点検・評価報告書」を外部評価委員に送付し、7 月 13 日に外部評価委員による本法科大学院の授業の参観及び施設の見学を実施しました。各委員には、自己点検・評価の根拠資料もお読みいただき、9 月中旬に外部評価意見書を一旦ご提出いただきました。さらに、10 月 12 日に外部評価委員と本法科大学院の教員との意見交換会を実施し、その上で外部評価意見書の内容を確定していただきました。

ここに、その外部評価意見書を公表いたします。

今後、外部評価意見書において積極的に評価された点をさらに推進、発展させ、改善が必要と指摘され必要と認められる点については、本法科大学院の運営会議で改善方策を確認して、実施していくことといたします。

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科
研究科長

中山 充

外部評価意見書

香川大学大学院

香川大学・愛媛大学連合法務研究科

外部評価委員 宇都宮 嘉忠

1 全般的意見

少人数の学生を対象としたきめ細かい学習計画が為されていることが評価されます。演習科目は、15人以内であり、授業参観で拝見させて頂きましたが、発表者と質問者にさらに振り分け、活発な討論の場となっています。

また、小テストをくり返して、具体的な理解度を確認するシステムは、学生にも好評であり、さらに発展させて欲しいものです。

2 個別意見

(1) 基準4 - 1 - 1について

成績評価については、出来るだけ厳しい評価が望ましい。不可となれば更に学習するため生徒のためになると思います。

(2) 基準5 - 1 - 1について

学生による授業評価アンケートは、教える側に対し工夫をうながすものであり、今後も多数実施して頂きたい。

(3) 基準8 - 1 - 1、8 - 2 - 1、8 - 2 - 2、8 - 4 - 1について

教員組織は20人の専任教員が配置されていることになっているが、各教科につき、他大学などの教員を特別講師として交流してはどうだろうか。学生も新鮮であるし、教員も参考になるのではないか。

(4) 基準10 - 1 - 1、10 - 2 - 1について

設備的には、必要条件是満たしていると思います。今後も充実して欲しいと思います。

3 その他

カリキュラムの構成は、未修者コースの場合、1年次で法律基礎科目を配当し、理論面の教育を行い、2年次に基幹科目として各演習を行っている。

しかし、未修者の場合、1年間理論を教えても、抽象的な側面が多いため、仮に理解したとしても、記憶に定着することが困難であると思われるので、出来るだけ具体性をもった授業が必要と考える。この点から、全て2年次に配点している演習科目のうち、基礎部分の演習を1年次からしてもいいのではないだろうか。

また、未修者の場合出来る限り各科目の全体を広く浅く学習し、全体の法体系を認識した後に、それを深化するという授業方法も検討して頂きたい。

商法 においては、商法総論、商行為のほか、手形・小切手の授業内容が入っており、これをさらに深化するのが商法 である。このように、各科目とも前期で全体を学習させ、後期で再度学習するというように演習科目もとり入れて理解をさせるという方法は無理でしょうか。

本学が他学部卒・社会人経験者の優先的合格枠を9名設けていることは、今後も是非継続して頂きたい。統一適性試験による判断力、思考力、分析力、表現力の評価は、法的思考については妥当するが、国民の求めている法曹とは、理論的思考のみではなく、相談者、依頼者の人生を見通す幅広い社会経験、人生経験に裏打ちされた常識のある社会人である必要がある。その意味で、統一適性試験の結果のみでなく、幅広い社会人の枠を十分活用してもらいたい。

外部評価意見書

香川大学大学院

香川大学・愛媛大学連合法務研究科

外部評価委員 岡田 雅夫

1 全般的意見

唯一の連合大学院という、いわば実験的な法科大学院という厳しい環境の中で、学生に対する配慮はかなり行き届いていると思う。特にITの活用は、今後他の法科大学院の参考になる可能性をもっている。ただ学生がこれを生かし切るためには、教員のきめ細かい援助が必要ではないか。

学生の修学援助については、教員の密度の濃さを生かして、かなり充実していると思われるが、すべての教員が六法系ではないし、必ずしも教育経験が豊富とはいえない実務家教員もいるのであるから、指導教員制についても教員の組み合わせなどに工夫が必要だと思われる。

施設に関しては国立大学法人の法科大学院に共通するが、大変厳しい状況があるなか、特に自習室に関する限り大変充実しているといつてよい。講義室等も容量は十分確保されている。ただ国立大学法人としてはやむを得ないことだが、それぞれが分散しており、利用しにくい面のあるのは否定できない。また演習室のなかには必ずしも環境がよいとはいえない部屋もあるように見受けられた。

全体として、連合大学院という未知の、その意味で困難な環境で、よりよい教育を実現しようという姿勢は十分受け止めることができた。ここに記した意見はそのことを踏まえた上で、そのような取り組みを支援する意味を込めたものである。

2 個別意見

(1) 基準1 - 1 - 1について

連合大学院としての困難な面を克服するためにIT教育を強力に推進し、講義の自動収録システムを導入・活用している点は評価できる。

(2) 基準 3 - 2 - 1 について

基準が求めている「批判的検討能力」、「創造的思考力」等を育成するための授業科目の質に応じた適切な方法について、いずれの法科大学院においても試行錯誤をしてゆかなければならない事柄だと思われるが、たとえば質疑応答を取り入れるといった個々の教員の努力にとどめることなく、組織的に対応することを検討する必要があるように思う。

高密度の少人数教育、土・日を含め 24 時間学習できる自習環境はとても優れていると思う。

(3) 基準 7 - 1 - 1 について

学年毎にガイダンスを実施していることは評価できるが、たとえば法学未修者に対するガイダンスが、各 120 分で済まされている点についてはやや問題がありそうである。とりわけ、基本科目について制度上必ずしも適切な年次配当ができない(たとえば民法を履修しながら商法や、民事訴訟法を履修さざるを得ない)ことを考えると、ガイダンスの科目や内容あるいは実施時間についてもう少し工夫が必要である。

(4) 基準 7 - 1 - 2

オフィスアワーは通例教員の研究室で行われるようだが、学生によっては教員の研究室を訪ねることになお抵抗がある者もあり、必ずしも実質化していない実態があるのではないか。自己評価書ではその点が明らかではないが、常に実態を把握し、改善策を講じる必要がありはしないか。

(5) 基準 8 - 1 - 1

専任教員数は充実している。

外部評価意見書

香川大学大学院
香川大学・愛媛大学連合法務研究科
外部評価委員 南 正

1 全般的意見

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻（以下、「四国ロースクール」という。）は、組織母体が香川大学と愛媛大学の2つに分かれ、且つ、法学部としての歴史は必ずしも古くはない中で、互いに緊密に連携し、地元の四国弁護士会連合会の熱心な協力も得て、態勢を整えて教育に当たってきている。

他の大学のロースクールは、法学部出身でロースクール入学前に司法試験を既に受験し、択一試験に合格していた者など法的知識・思考力が一定のレベルに達した者等を含む法学既修者が中心であるのに対し、四国ロースクールは、法学未修者が殆どというハンディを抱えながら、短期間で基礎学力の定着・向上を図り、ケースメソッドを中心に、ディスカッション等による双方向での教育を展開しており、近い将来立派に花開くものと期待している。

今回の外部評価の前に授業見学、施設見学を行った。

授業については、さまざまな工夫が凝らされていたが、学生の意見、外部の意見、先進校の視察等により、現時点の授業水準を維持し、更にハイレベルの授業を期待する。

施設については、教室が複数の棟にまたがっているという制約はあるものの、模擬法廷、自習室、図書の整備等は十分になされており、教育環境は整っていると評価する。

2 個別意見

(1) I章（本法科大学院の現況及び特徴）について

法曹人口が都市に集中し、地方は弁護士過疎に悩んでいることが指摘されているが、そのとおりである。そして、過疎とされる地方でも、

県庁所在地に弁護士が偏在し、支部管内は極端に弁護士数が少なく、対象地域の市民の法的需要に応えることができず、永年の課題となっていた。四国ロースクールは、四国に定着する弁護士の安定的供給母体として、大きな役割が期待されている。

(2) II章(目的)について

同感である。

なお、末尾に記載されている法律相談についてであるが、法律相談は、豊かな法的知識・経験を備えた指導者のもとで行われた場合、非常に有意義である。四国弁護士会連合会の協力を得て行われている法律相談は、学生に好評であると聞いている。生の事実に対して、どのように法律の解釈適用を行うかということで、机上の学問がしっかりと身につく、また社会に生起するさまざまな法律問題に触れることにより、視野が広がり、問題意識も深まると思われる。座学のみでは学生のモチベーションを高く維持し続けることは難しい面もあると思われるので、法律相談、法廷見学、模擬裁判、エクスターンシップの活用等をより積極的に行われるよう希望する。

(3) III章(項目ごとの自己評価)について

① 基準1-1-1について

平成16年度入学者30人(退学者は2人)のうち、平成18年度修了認定者は20人である。この数字をどう理解するか。また、どう評価すべきか。

法科大学院評価基準要項の基準では、一定水準に達していないと修了させないとする厳格な成績評価及び修了認定を行うこととなっているが、試験については、当然のことながら、易しい問題を出せば成績は総じてよくなり、難しい問題を出せば成績は総じて悪くなる。

私は、

- i 各ロースクールにおいて、共通の試験問題を出している訳ではないこと

- ii また、ロースクールによって実際の修了認定運用基準は区々であると思われること
- iii そもそも、ロースクールを卒業すれば8割程度新司法試験に合格できるとする制度設計の元では、卒業を厳しくしないと粗製濫造の謗りを招くということであったが、新司法試験の合格率が最終的には3割前後になると予想されるという、合格条件に関する著しい変化が起きていること
- iv そもそも、ロースクールを卒業しなければ新司法試験の受験資格自体が与えられないという基本スキームではあるが、卒業後の自学による能力アップということも予定されていること

(5年間に3回受験可という試験制度)

等を考えると、いたずらに厳しい修了基準は学生に酷ということになると思料する。ただ、一定水準に達していない者を卒業させる訳にはいかないことは当然であり、その水準を何処に設定するかは難しいところである。

② 基準2-1-1について

豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養することとあるが、これらは、幼児期からの家庭教育、学齢期以降の学校教育や社会教育と密接に関連しており、短期間の職業倫理教育で十分身につくとは思われない。その意味において、即効薬といったものはないが、入学時に、さまざまな適性検査を実施することや入学面接の時間、面接方法等を工夫することが必要と思われる。

③ 基準3-1-1について

授業見学を行ったが、十分基準を満たしている。

④ 基準3-2-1について

授業見学を行ったが、十分基準を満たしている。

具体的事例、例えば事実関係が複雑で利害が錯綜している事件について、これを精緻に分析し、合理的に、また柔軟且つ多面的な法的思考力の展開ができるかどうかは、確実な知識というしっかりと

した基礎の上に、真剣に自分で考えるというトレーニングを積み重ねることが不可欠である。授業の中で、さまざまな示唆を与えることにより、自分で考える力が身に付くよう指導していくことが肝要であるが、そのような視点で授業展開がなされていた。

ところで、学生の授業評価に関するアンケート結果を見ると、なお向上の余地のあることが示唆されている。日常的に授業公開し、他の教授が自由に参観出来るシステムが構築されれば、授業のスキルはより上達すると思われる。

また、最近の学生の一般的傾向として、ともすれば受動的・消極的であるといわれる。より覇気をもって、積極的に授業に取り組む姿勢を持たせるよう工夫されていると思うが、更にその努力をお願いしたい。

⑤ 基準7-1-2について

前記①と関連するが、全員修了を目指した学習相談、助言、指導、補講等が行われていると思われるが、更にその方向での努力をお願いする。

⑥ 基準10-1-1と基準10-2-1について

外部から見たところでは、現状において基準は十分満たしていると思われるが、設備の更に整った他のロースクールと比較すれば改善点があると思われるので、より整備に努められたい。

3 その他

学生は、新司法試験に合格して法曹となることを目標にロースクールで勉強しており、新司法試験に合格することが一番の課題である。過度に受験予備校化することは避けなければならないが、現実には、合格者数を指標とした他のロースクールとの熾烈な競争が始まっている。四国ロースクールもこれに後れをとってはならない。他のロースクールを視察したり、指導方法について情報交換する等して、他のロースクールの模範となる更に優れたロースクールを目指していただきたい。